

◆佐世保署通信◆

発行日：令和5年7月3日

発行：佐世保警察署

0956-23-0110

(代表・FAX)

飲酒運転は犯罪です

今年は6月末までに、県内では飲酒運転による交通事故で2名の方の尊い命が失われています。

みなさん、他人の飲酒運転で自身や家族の命が奪われたらどうですか。

みなさん、自身の飲酒運転で他人の命を奪い、その家族の人生を狂わせても平気ですか。

飲酒運転は憎むべき犯罪であり、社会から無くさなければならないものです。

しかし残念なことに、佐世保警察署管内では飲酒運転が後を絶たず、今年も多くの方が検挙され、大きな刑罰や免許取消しなどの処分を受けています。

「自分は事故を起こさないから飲酒運転という犯罪を行っても大丈夫」などということは決してありません。

ごく少量でも、アルコールが体に残った状態での運転は、大変危険であり、それは犯罪であるということをよく理解してください。



飲酒運転で失うもの・・・

- 運転免許の取消
 - 勤務先の解雇
 - 家庭崩壊
- などの結末が待っています。